

ひとり親家庭等医療証(親医療証)をお持ちの方(住民税課税世帯)へ 8月から自己負担上限額が変更

ひとり親家庭等医療費助成(以下「親医療証」)は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に準拠して自己負担上限額を設定しています。このため、同法施行令の改正に伴い、親の自己負担上限額が下表のとおり変わります。※医療証の更新はありません。現在お持ちの医療証は有効期間満了まで、そのままお使いいただけます。

負担割合	自己負担上限額	
	7月診療分まで	8月診療分以降
住民税課税世帯	通院1割 12,000円	14,000円/月 (ただし一人あたりの年間上限(※1)は144,000円)
	入院等1割 44,400円	57,600円/月 (多数回(※2)は44,400円/月)
住民税非課税世帯	自己負担なし(変更なし)	

※1 年間上限の期間は毎年8/1から翌年7/31まで
※2 個人の外来と入院の自己負担額の合算額または世帯全体の自己負担額の合算額が57,600円となった月数が、当該療養のあった月以前の12か月以内で3回以上あった場合、4回目以降は「多数回」に該当

印鑑登録証明書を窓口で取得する際は印鑑登録証が必須

印鑑登録証の紛失にご注意を

印鑑登録証明書を区役所・出張所の窓口で取得する際は、印鑑登録証(印鑑登録時にお渡しした「印鑑登録証」と記載されたカード)をお持ちいただく必要があります。印鑑登録証を紛失された場合、印鑑登録の亡失届出をしたらうで、再登録となりますのでご注意ください。

「印鑑登録の方法」登録する印鑑を持参し、区役所、豊洲特別出張所・各出張所窓口で申請

※有効期限内の官公署発行の顔写真付身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちの方や都内で印鑑登録をしている方を保証人として申請する

現況届の手続きを忘れずに

児童扶養手当 8/10(金)～17(金) 特別児童扶養手当 8/31(金)まで

児童扶養手当・特別児童扶養手当の平成30年度現況届を次のとおり受け付けます。対象となる方には8月初旬に現況届を送付しますので、内容を確認のうえ、必要事項を記入し、受付期間・提出期限内に必ず提出してください。※現況届の提出がないと、12月期(8月～11月分)以降の手当を受給できなくなります。

また、児童扶養手当を受給してから5年目以降の方は、一部支給停止適用除外事由届出書と

のコンビニ店舗等のマルチコピー機で午前6時半から午後11時まで証明書コンビニ交付サービスが利用できます。窓口より手数料が100円お得なコンビニ交付をご利用ください。

区民課証明係
☎(3647)3164
FAX(3647)8471

原爆死没者の慰霊・平和祈念 1分間の黙とうを 8/6(月)・9(木)

広島市と長崎市では、原爆死没者のめい福と世界恒久平和を願い、原爆が投下された時刻に1分間の黙とうを捧げることとしています。

この趣旨をご理解のうえ、家庭や職場および地域でも黙とうをお願いします。

ています。詳細は現況届に同封された通知をご覧ください。
受付期間 8月10日(金)～17日(金) 午前9時～午後4時 ※土・日曜、祝日を除く

「持参するもの」①児童扶養手当現況届②証書③印鑑④養育費に関する申告書⑤一部支給停止適用除外事由届出書と該当する証明書類⑥その他、同封のお知らせの方のみ

特別児童扶養手当の所得状況届(現況届)は、郵送で提出できます。提出書類は、各受給者あてにお送りするお知らせをご覧ください。

提出期限 8月31日(金) 必着
子育て支援課給付係
☎(3647)4754
FAX(3647)9196

原爆死没者の無縁遺骨名簿の閲覧
まだ引き取られていない原爆死没者の遺骨のうち、氏名に手がかりのある遺骨の名簿が、広島・長崎両市から届いています。心当たりのある方はお問い合わせください。

「原爆が投下された日時」
○広島 昭と20年8月6日 午前8時15分
○長崎 昭と20年8月9日 午前11時2分
総務課総務係
☎(3647)4020
FAX(3699)8773

事業公開プレゼンテーション 書類審査を経た団体の提案を傍聴 8/29(水)

協働事業提案制度は、市民活動団体等から、柔軟な発想や専門性を生かした協働事業提案を募集し、専門家や公募区民の方を含む「江東区民協働推進会議」で審査を行い、採択された事業を提案団体と区が協働で実施するものです。

提出された事業提案のうち、書類審査(一次審査)を通過した2件について、公開プレゼンテーション(二次審査)を実施します。提案団体による事業説明と審査員(江東区民協働推進会議委員)による質疑応答を公開しますので、ぜひ傍聴にお越しください。

※提案事業の概要や当日のスケジュールは区ホームページで確認ください。
※審査会はプレゼンテーション
☎(3647)8570
FAX(3647)8441

御船橋架替工事に伴う車両通行止め 8/20(月)～平成32年12月末(予定)

地震への安全性向上等を図るため、老朽化した現在の橋を新しい橋に架け替えることになりました。そのため、約2年半車両の通行止め規制を行います。



なお、歩行者や自転車については仮人道橋を設置しますので、現地の案内に従って注意してご通行ください。
工事期間中は安全対策に万全を期していきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。
[交通規制期間] 8/20(月)～平成32年12月末(予定) ※天候等の理由により、期間を変更する場合があります。
道路課橋梁係 ☎3647-9684, FAX 3647-8454